



Title	フランス監査制度に関する研究
Author(s)	伊豫田, 隆俊
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/46135">https://hdl.handle.net/11094/46135</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href=" <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed</a> ">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	伊豫田 隆俊
博士の専攻分野の名称	博士(経済学)
学位記番号	第 16405 号
学位授与年月日	平成13年4月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	フランス監査制度に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 高尾 裕二
	(副査) 教授 浅田 孝幸 助教授 小林 敏男

### 論文内容の要旨

本論文は、フランスの監査制度を、法的側面（第1部）、実務的側面（第2部）および開示情報の拡大を念頭においた今後の展開（第3部）という3つの側面から、包括的に検討したものである。

第1部の法的側面については、近代的監査制度の法的枠組みを形成したと考えられる1966年商事会社法の監査規定について、とくに独立性や専門的知識の保持といった監査上重要な概念を念頭に置き、その内容を批判的に検討し（第1章）、1966年商事会社法が、その後の社会・経済環境の変化や国際情勢の推移に伴って、どのような変遷の過程をたどったのかを、アングロ・サクソン流の会計・監査思考とフランコ・ジャーマン型のそれとを対比しながら詳細に考察する（第2章）。これらの分析を踏まえて、1966年商事会社法から、その後の改正商事会社法に至る、監査規定のもとでの監査思考変遷の本質については、適法性概念と適正性概念との同化現象として把握することができる、と主張したのが第3章である。

第1部で得た基本視角を基礎に、第2部実務的側面では、監査実務上の規範である監査基準（第4章）、監査基準を補完すべく職業専門家団体が作成・公表している各種ガイドラインおよび情報ノート（第5章）、リスク・アプローチ監査の導入に伴う分析手続の意義とプロセス（第6章）、監査業務のアウトプットである監査意見表明のあり方と監査報告書の様式（第7章）、といった一連の監査実務基準に焦点をあて、「真実かつ公正な概観」に基づくアングロ・サクソン型監査思考の導入・浸透が、実務レベルで具体的にどのように図られてきたのかを丹念に検証している。

情報開示の拡大という時代の潮流に対して監査のあり方を問う第3部では、連結計算書（第8章）、中小会社の監査（第9章）、ゴーイング・コンサーン監査（第10章）、資金会計情報と見積会計情報の監査（第11章）、といったすぐれて今日的な課題を取り上げ、フランスの取組みを明らかにし、その特徴と問題点を指摘するとともに、これらの課題のいずれもがわが国においても解決を迫られているテーマであることを念頭に置き、今後の展開について検討している。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、同じくフランコ・ジャーマン型に分類されるドイツ監査制度が、わが国においてこれまで比較的多くの

関心を集めてきたのに対して、顧みられることがほとんどなかったフランス監査制度についてのはじめての本格的な包括的研究である。事実、本論文において、「適法性」監査の本質を保持しながら、アングロ・サクソン型への調和化の観点から「適正性」監査との積極的な同化を図るといった、フランス特有の「知恵」を丹念な論証のもとに浮かび上がらせた点をはじめとして、本論文が、はじめて指摘し、明らかにしたフランス監査制度の特質、換言すれば、監査制度の国際的調和化の過程で示したフランス特有の「知恵」は、少なくない。これらの論点はいずれも、わが国における今後の監査制度のあり方を模索するうえで、極めて示唆に富む知見であり、本論文の成功の一端を物語るものである。

ただ主眼が、商法・商事会社法ならびに一連の監査実務基準の変遷についての詳細な検討におかれ、「適正性」監査思考導入に伴うフランス企業およびそれを取り巻く利害関係者の現実の対応状況などについてはほとんど議論されていない。今後のさらなる考察が望まれる。

とはいって、フランス監査制度の変遷・特質を包括的に分析した本論文の貢献は高く評価できるものであり、博士（経済学）に十分に値するものと判断する。